

千曲市の森林について

- 1 千曲市の森林面積は、6,858haで千曲市の総面積（11,984ha）の57%を占める。
- 2 国有林（注1官行造林地）171haを除くと森林は6,687.09ha、個人有林は3,563ヘクタールで53.3%，市有林は1,633haで24.4%を占める。 資①②
- 3 市で管轄している森林は、市有林と事務局として施業を行っている財産区有林371.35ha
あわせ2004.32ha 資①
- 4 千曲市全体の60年生以下の森林の面積は、5143.54haでそのうちカラマツ27%、スギ14%、アカマツ17%、ヒノキ5%である。 資①
- 5 個人有林3562.84haの所有者、3019名うち2084名（69%）が所有面積1ha未満 資④
- 6 千曲市の保安林の面積は2179.41haうち市有林内713.23ha、財産区221.67ha。

注1官行造林地 国が管理している森林で、国と市が分収契約を結んでいる。

森林簿には表示されない。

千曲市の林業施策について

【国県による最近の林業政策の動向】

県 平成20年 「長野県森林づくり県民税」の創設

集落周辺の里山地域の森林整備に重点に置く。

国 平成23年 間伐等造林補助制度の改正

集約化の促進	5ha以上の集約化
搬出間伐の推進	補助対象は搬出間伐に限定

県 平成23年 新たな「長野県森林づくりアクションプラン」策定

平成23年から32年までの10年

- ①みんなの暮らしを守る森林づくり
- ②木を生かした力強い産業づくり
- ③森林を支える豊かな地域づくり

国 平成23年 「森林法」の一部改正

基本的には平成24年4月1日施行

新たに森林所有者となったものに届出義務
森林所有者不明の場合の森林施業の実施
無届伐採の罰則引き上げ・伐採中止・造林命令
森林の立ち入り調査主体の拡充（市委託業者等）

【千曲市の林業施策の概要と課題】

1. 民有林整備

千曲市では、国県の方針に即し「千曲市森林整備計画」を策定し事業を行ってきました。林業を取り巻く情勢が厳しい中で森林整備を推進していくには、国県による補助金の交付が必要であり、森林の持つ多面的機能を維持増進する上でも、不可欠なものです。しかし、国県の補助金だけでは十分ではないため、市では民有林整備事業のなかで、地域林業の中核的担い手である、森林組合を中心に助成を行っています。また、国県の多様な政策のなかで、県と協力しながら地域の実情にあった施策を導入し区有林・個人有林等の整備の推進を図っています。直接、市が事業主体ではない事業についても、県・森林組合・自治会・林業関係団体と連携をとりながら、事業が円滑に進むよ

う、各種集会の参加や情報提供など、側面的な支援も行っております。

個人有林の森林所有状況は殆どが1ha未満の零細な所有が多く、効率的な施業を行うための、団地化を図る上での障害となっています。山林への関心が薄れる中で不在地主の存在や、世代交代の進展に伴い所有する山林の場所が分からず所有者も増加しており、さらに公園・森林計画図・貸付図などの整備も不十分であり、境界だけでなく山林の位置すら特定できないケースもあります。平成20年度より「森林づくり県民税」を活用し、NPO法人が事業主体となり、森林整備への同意を得る「里山集約化事業」が進められています。千曲市としても、事業の推進にあたり、必要な支援をおこなってきました。これまで集約化した森林は長野森林組合により、現在保育間伐を行っています。

2. 市有林管理

千曲市の市有林は1,633haあり、「千曲市森林整備計画」に基き5年毎に「森林施業計画」を立て計画的な注2施業を行っています。木材資源として成熟期にある40年生～60年生の木が大半を占めており、間伐施業が中心となっています。平成21年度までは、市有林作業員を直接雇用し、保育施業を行っていましたが、最近は業者委託による搬出間伐を中心に施業を進めており、平成24年度には市有林作業員を完全に廃止し業者委託のみとすることを予定していますが、木材価格が低迷する中で今後どのように収益性を上げていくかが課題となっています。

なお、市有林内の保安林については県の治山事業を活用し保育施業を行っています。

また、境界の確認および保守、林地の状況把握など市有林の管理については、市有林巡回員を置き定期的な巡回を行っています。現在一部の市有林については、巡回業務をNPO法人に委託しております。

市有林は、市の財産という側面だけでなく、森林の持つ公益的機能を果たす上でも重要であり、「協働の森づくり」など森林・林業に対する市民啓発の場所としても利用されています。

市有林の適正な管理と有効活用については、話し合いの場を設け、市民とのコンセンサスを得る必要があります。

注2施業：植林や下刈、間伐など森林整備に係る作業のこと。

3. 森林病害虫対策

松くい虫によるマツ枯れの被害は、ここ数年増加傾向にあり、森林の保全、景観維持の観点から防除対策は極めて重要です。千曲市では、対策として薬剤散布と伐倒薰蒸処理を行っています。

薬剤散布はヘリコプターによる空中散布と、動力噴霧器による地上散布を実施しています。

平成21年度、上田市が健康被害の疑いがあるとして、松くい虫の空中散布を中止しました。これにより近隣の青木村、坂城町でも相次いで中止を決定しましたが、空中散布と健康被害との因果

関係は、未だ明確になっておりません。空中散布に替わる対策の検討も含め、色々な観点から市民や専門家の意見を集め、議論を尽した上で、適正な判断をする必要があります。

伐倒薰蒸気処理は被害量に応じ駆除を行ってきましたが、被害量の急増により、駆除が追いつかない状況になってきています。今後、空中散布実施の動向を踏まえ、「守るべき松林」の優先順位を設け、重点的な駆除を行っていくことも検討する必要があります。

県内で問題となっているカシノナガキクイムシについては、今のところ千曲市では確認されておりませんが、今後注意深く監視していく必要があります。

4. 野生鳥獣保護管理対策

千曲市では、野生鳥獣保護法に基き、県からの委任事務として、特定の野生鳥獣の捕獲について許認可の事務を行っています。最近、山の手入れ不足や、荒廃農地の増加に伴い、野生鳥獣の出没や農作物への被害が深刻化しています。現在千曲市獵友会と連携しながら対応していますが、年々市民からの苦情や被害は増加しています。個体数が短期間に激増していて、個人や行政だけの対応では困難な面もあり、地域で協議会を設置し、対策を講じている集落もあります。今後、市内全域でこうした意識を高めていくことが求められています。

5. 林道管理

千曲市の林道は総延長79,957m、作業道16,858mあります。現在道の管理は、シルバーパートナーズに委託し、パトロールや草刈などを実施しています。今後、効率のよい施業を行うために作業路網の整備を進めていく必要があります。

6. 緑化推進事業

千曲市では、環境緑化事業として、「協働の森づくり」をはじめとする、各種事業を行っています。現在、行政関係者と林業関係団体、林業事業体、学校等の協力により森林体験活動を内容とするイベントを開催しております。こうした活動は市民に対し、森林の役割や大切さの理解、林業への関心を得るために重要なことですが、効果的で継続性のある活動内容や進め方については、今後検討を加え、改善していく必要があります。

【主な事業の推移】（別紙）

〈平成23年度事業の内容〉（ ）は当初予算

1 民有林整備事業（6,108千円）

個人有林等の森林整備に対し、補助金を交付する。

・千曲市森林整備事業補助金

森林組合が個人有林等の間伐等の森林整備をした場合、事業費から国・県の補助金を差し引いた残額を市が交付する補助金。財源は市2分の1、森林づくり県民税（県）2分の1 なお、上限ha当たり60,000円

・森林づくり推進支援金活用事業

里山景観整備事業：自治会組織や林業関係団体などが、地域の景観向上や、野生鳥獣被害防止の目的で森林整備を行った場合の労務費に対し補助金を交付するもの。上限は1団体あたり60,000円

森林体験活動支援事業：自治会組織や林業関係団体などが、一般市民を対象に森林体験活動を実施した場合、事業に要した経費に対し補助金を交付するもの。

上限は1団体あたり100,000円 上記2事業とも財源は森林づくり県民税10分の10

・里山集約化事業交付金

自治会組織や森林組合等が、森林所有者に呼びかけ森林整備を同意を得る活動に対し、交付金を交付するもの。同意面積1haあたり15,000円交付。

財源は森林づくり県民税（県）10分の10

・森林整備地域活動支援交付金

市と協定を結んだ森林において、施業の集約化等の地域活動を実施した場合、交付金を交付するもの。

財源は国4分の2、県4分の1、市4分の1

2 市有林管理事業（28,475千円）

市有林の管理、注2施業の実施

・市有林巡視業務

・市有林森林施業委託

・市有林貸付料の徴収

・林業関係団体への負担金等の支払い

・その他庶務（森林国営保険の加入など）

3 松くい虫防除対策事業（25,076千円）

松くい虫の予防および被害木の駆除

・薬剤散布委託（空中散布・地上散布）

・被害木伐倒駆除委託

・安全確認調査

4 緑化推進事業 (1,417千円)
森林の愛護、環境緑化の啓蒙

- ・「協働の森づくり」事業

5 野生鳥獣保護管理対策事業 (1,353千円)

- ・野生鳥獣の捕獲許可事務
- ・カモシカの個体数調整
- ・ツキノワグマ対策（注意看板の設置等）
- ・市獵友会事務
- ・緩衝帯整備事業

6 分収林整備事業 (1,950千円)

水源林（旧緑資源）分収林の森林整備

7 林道管理事業 (12,274千円)

林道の維持管理および工事

- ・林道等維持管理業務委託（シルバー委託）
- ・林道台帳の作成
- ・工事発注
- ・その他、重機借り上げ・除雪・標識設置等

8 治山事業 (486千円)

- ・県の治山事業に際し、地元との連絡調整を行う。
- ・県治山事業の補完的業務

9 林業研修センター管理事業 (132千円) 林業研修センターは廃止いたしました。
樺平管理組合共益費

10 市民の森管理事業 (8,498千円)
大池森林総合施設の管理、指定管理者との連絡調整および指導等
平成24年度より3年間 倭森選組が指定管理者に決定

11 森のエネルギー推進事業費 (300千円)
ペレットストーブ・ペレットボイラー設置費用への補助

12 その他

①財産区議会運営事務・財産区有林の管理

②聖高原樺平保健休養地管理組合の事務

③森林の里親事業 太洋基礎工業（名古屋市）と10月24日契約50万円を3年間支援

NO. 3

千曲市における松くい虫防除対策について

1 千曲市での薬剤散布（空中散布・地上散布）

① 空中散布

例年125ha実施（更埴地区45ha、戸倉地区35ha、上山田地区45ha）

使用薬剤：スミパインMC

散布量：5倍希釈 60ℓ/ha

散布方法：ヘリコプターによる 実施業者：長野森林組合

② 地上散布

例年0.3ha実施（上山田地区）

使用薬剤：エコワン3プロアブル

散布量：200倍希釈 1,200ℓ/ha

散布方法：動力噴霧器による 実施業者：長野森林組合

【第4回林業振興協議会検討結果】

平成23年1月25日

空中散布はベストな方法ではないがベターな方法との意見ある。しかし、健康面からするとベターでも無いが、森林を守る面、保水とか防災面を考えると散布もやむをえない。

実施に関しては市全体にPRする中で市民の協力いただくことが必要。

これらを踏まえた上、平成23年の計画について行政で判断いただきたいとの結論

※空中散布を有効な手段とする理由について

- ・樹木の特性から、マツは尾根付近や岩場など、他の樹木が成長しにくい栄養分や水分の少ないところでも生育できる樹種であり、直根性の根を張るために、治山効果が高いとされている。
- 散布区域は、急峻な地形であるため、人力による伐倒薰蒸処理は困難な場所であり、松くい虫被害が拡大すれば、森林機能が低下し、風雨、融雪等の気象の影響を受けた場合に落石・崩落等が起こり、地域住民へ多大な被害をもたらす危険性がある。また、このような場所に多く生育するマツは、他の樹種への転換が困難であるため、空中散布が最も有効な手段と考えられる。

2 被害木伐倒駆除

被害木を伐採、玉切りし現地に集積し、生分解ビニールで覆い、薬剤薰蒸処理する。

使用薬剤：NSC剤（カーバム剤） 実施業者：長野森林組合

処理量	平成23年	570	m ³
	平成22年	600	m ³
	平成21年	1045	m ³
	平成20年	1364	m ³
	平成19年	946	m ³

・千曲市の松くい虫被害の状況は、平成20年度以降に増加している、それまではほぼ発生量に見合う駆除を実施してきた。平成21年度以降、駆除しきれない被害木が多くなっている。

・伐倒駆除は、地域の景観と治山機能を維持するために重要である。